

2020年4月7日

株主各位

第110回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	1頁
株式会社の支配に関する基本方針	8頁
連結計算書類の連結注記表	14頁
計算書類の個別注記表	25頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tokyo-dome.jp/ir/s_meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

株式会社 東京ドーム

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」（以下「基本方針」といいます）について決議し、この基本方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備し、運用しております。

また、内部統制システムの目的である「取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合すること」、「会社の業務の適正性を確保すること」等を確実なものとするため、内部統制システムの整備・運用状況の評価を実施しております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス小委員会による、関連規定の適切な策定と運用

当社グループは、コンプライアンスを確実なものとするために「コンプライアンス管理規定」、「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス行動規範」を策定し、コンプライアンス小委員会がこれらの遵守状況をモニタリングし、改善を図っていくことによって取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制をとっております。

② 内部通報制度

当社グループは、いわゆる内部通報制度として「スピークアップ制度」を発足させ、役員や従業員の行動がコンプライアンス行動規範に違反しているかもしれないと考えられる場合には、相談窓口である法律事務所を通して、監査役及びコンプライアンス小委員会が連携して対処できる体制を確立し、これによりコンプライアンス違反による信用失墜など企業価値を損ねる事態の発生を未然に防止しております。

なお、スピークアップ制度を利用した者については、その匿名性を保護し、当該制度の利用を理由とする不利益処分等の禁止等を徹底しております。

③ コンプライアンス違反が発生した場合

当社グループは、コンプライアンス違反が発生した場合は、当社監査役会またはコンプライアンス小委員会において原因の追及と再発防止策の策定を行い、責任の所在を明らかにする体制をとっております。

④ 取締役の役割

当社グループでは、取締役が取締役会の適切な運営を確保して取締役間の意思疎通を図り、相互に業務執行を監督するとともに、当社グループ全体に対する実効性のある内部統制システムの構築、運用・改善を通じ、法令・定款違反行為を未然に防止しております。

さらに、経営監督機能を強化するため、独立社外取締役が客観的・中立的立場から経営に参画しております。

⑤ 監査役の役割

当社は監査役会設置会社であり、後述のとおり監査役の監査が実効的に行われることを確保し、監査役は監査役会の定める監査方針及び分担に従って取締役の職務執行を監査対象として、法令・定款違反行為を未然に防止しております。また、監査役は内部統制システム構築の基本方針に従って適切な内部統制システムが構築、運用、改善されているかについて監査し、社長あるいは取締役会に意見を述べなければならないことになっております。さらに、監査機能を強化するため、社外監査役が公正かつ客観的な立場から経営を監視しております。

⑥ 内部監査部門の活用

当社グループでは、内部監査の主管部署である当社審査法務部が、合法性と合理性の観点から各部署・各社の業務遂行状況を検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を社長、監査役及び被監査部署長・各社社長に報告しております。また、審査法務部は会計監査人と原則年2回の定期的なヒアリングなどを行い、会計監査人との情報共有と相互連携に努めております。そのほか、より効率的かつ効果的で、当社グループ全体に亘る監査方法を研究、実施することにより、取締役・使用人の法令・定款違反行為を予防しております。

⑦ 経営の透明性、客観性、公正性の確保

当社は、コーポレート・ガバナンスの観点から、経営者と従業員のコミュニケーション・ミーティング（名称：「コミュニケーション・ラウンジ」）を定期的実施することにより、経営者と従業員が相互に会社や仕事に対する理解を深め、風通しがよく、透明性の高い企業風土を醸成しております。

また、当社は、その過半数を独立社外取締役で構成するガバナンス委員会を設置し、取締役の指名・報酬等について取締役会の諮問に答えることとしており、経営の客観性、公正性を高めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報・文書に関し、「情報管理規定」において保管部署、保管方法、保存期間等を定め、適切に保存及び管理しております。特に、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等の重要な文書は永久保存として、いずれも検索性の高い状態で管理しております。

② 個人情報保護

当社グループは、「個人情報保護に関するプログラム」「個人番号及び特定個人情報取扱規定」を策定し、これらに従い当社グループが保有している個人情報の保護に努めております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理規定の制定とリスク管理委員会及び各小委員会の設置

当社グループは、リスク管理規定を策定し、各部署及び各グループ会社において様々なリスクを統制しておりますが、このうちグループ横断的に統制すべきリスクについては、リスク管理委員会の下に設置した各小委員会によって統制することとしております。具体的にはリスク管理委員会の下に、1.「コンプライアンス小委員会」、2.「安全・防災小委員会」、3.「情報管理小委員会」、4.「温暖化対策小委員会」、5.「環境対策小委員会」、6.「民事介入暴力対策小委員会」を設置し、それぞれのリスクを統制しております。

リスク管理委員会は、これら各小委員会の活動状況や、各部署及び各グループ会社におけるリスク管理の状況の報告を受けるなどして、当社グループ全体のリスク管理状況をレビューし、その結果を定期的、または必要に応じて取締役会及び監査役に報告して改善を図り、リスク管理に万全を期しております。

なお、財務報告におけるリスクは、内部監査部門である当社審査法務部が業務として統制しております。

② 危機管理体制の整備

当社グループは、不測の事態（危機）が発生した場合には、当社社長を本部長とする対策本部を設置して迅速に対応し、損害の拡大を防いでこれを最小限に止める体制を整えております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．経営会議

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、常勤取締役全員によって構成される「経営会議」を設置し、取締役会に付議すべき事項の決定ならびに取締役会の決議事項に基づく社長の業務執行に必要な答申を行っております。

イ．執行役員制度

当社は、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を目指して執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決定に基づき社長が委嘱する担当職務の執行責任者としての責任と権限を有し、業務を執行しております。そして、執行役員全員によって構成される「執行役員会」において取締役会及び経営会議の決議事項を伝達し、社長の業務執行に関する情報交換・連絡・調整の円滑化を図っております。なお、現場・現実に根ざした意思決定と監督を行うために、監督と執行の完全な分離は志向せず、常勤取締役が執行役員として業務執行を担当するとともに取締役会に参画する体制をとっております。

ウ．業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定

当社は、業務分掌規定及び職務権限基準（責任事項）規定等を整備・改善することにより、会社経営上重要な事項や業務執行状況を取締役会へ適切に付議・報告するとともに各部署が業務を適切に分担して、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保しております。

② グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、四半期毎に各種事業ユニット会議を開催し、グループ会社の代表取締役がこれに出席して、業績報告及び情報交換を行っております。また、当社グループは全グループ会社の代表取締役が一堂に会する東京ドームグループ合同役員会を開催し、グループ全体の経営上重要な事項の報告及び情報交換を行っております。

当社グループは、以上の適切な情報の共有化により、グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

(5) 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規定の制定とその適正な運用・改善

当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規定」を制定し、グループ会社の意思決定のうち、当社の事前承認が必要な経営上重要な事項もしくは当社への報告を要する事項を取り決め、これによって当社グループにおける業務の適正を確保しております。

② 事業ユニット会議及び東京ドームグループ合同役員会での監視

当社常勤取締役及び常勤監査役は、四半期毎に開催される各種事業ユニット会議に出席し、各グループ会社から業績などの報告を受けることによって各社の業務の適正性を監視し、また、東京ドームグループ合同役員会に出席して、グループ全体の経営上重要な事項の報告を受けることにより、当社グループにおける業務の適正性を監視しております。

③ グループ会社管理

グループ会社の自立経営を原則としたうえで、当社グループ戦略室が主管部署として関係部署と協力しながら、以下の事項についてグループ会社の適切な管理を行っております。

ア. 個々のグループ会社の経営状況の把握と、適切な連結経営体制の構築、維持

イ. グループ会社における適切な水準の内部統制システムの整備・運用

ウ. グループ会社の重要なリスクの把握と、これを適切に管理するためのグループ会社統制

④ グループ会社内部監査

当社グループは、当社グループ戦略室が、同審査法務部とともに、グループ会社に対する内部監査業務を遂行しております。両部署は、グループ会社業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、改善・合理化への助言・提案等も含めて、その結果を当社社長、監査役及び被監査会社社長に報告しております。

⑤ 取締役、監査役の派遣

当社は、必要に応じてグループ会社に対し取締役または監査役を派遣しており、当該取締役は他の取締役と連携して業務の効率化を図るとともに相互に業務執行を監督し、当該監査役は派遣先会社の監査を行うとともに他の監査役と連携してグループ会社監査の実効性を高めております。

- (6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）は置いておりませんが、監査役の要請により審査法務部及びグループ戦略室がこれを補佐することとしております。

なお、監査役の要請により監査役補助者を置く場合は、その指揮命令権限は監査役に専属するものとし、監査役補助者の任命、解任、人事異動、評価、賃金等の改定その他について、取締役は監査役会の意見を聴取し、これを尊重することとしております。また、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしております。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人からの当社監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制

ア．取締役会等重要な会議への出席

当社は、監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役が経営会議、執行役員会、東京ドームグループ合同役員会、事業ユニット会議、リスク管理委員会、その他の重要な会議に出席する体制をとっております。

イ．重要書類の回付

当社は、常勤監査役に対し稟議書その他の重要書類を回付し、監査役からの要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。

ウ．代表取締役、取締役、執行役員（以下、「代表取締役等」という）からの報告

代表取締役等は、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項等が発生した場合は、これらを直ちに監査役・監査役会に報告することとしております。また、代表取締役等は、グループ会社において、コンプライアンス上問題のある事項、法令・定款に違反するおそれのある事項及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、監査役・監査役会に報告することとしております。グループ会社も、当社からの経営管理、経営指導内容が法令・定款に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には直ちにこれを監査役・監査役会に報告することとしております。

以上のほか、監査役はいつでも必要に応じて、代表取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとしております。

- ② グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

基本的に当社の監査役がグループ会社の監査役を兼務しており、当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と同様の体制をとっております。

(8) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制

当社グループは、コンプライアンス行動規範運用規定において、前号により監査役に対して報告を行った者に対する不利益な取扱いを禁止する旨を明記しております。

(9) 当社監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループは、監査役の職務の執行に際し必要な費用又は債務が発生した場合、取締役及び使用人が会社法第388条に則って監査役の請求に応じることとし、当社既定の手続きにより償還を保証しております。

(10) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役による監査役監査の重要性の認識

取締役は、監査役監査基準等を通じて監査役監査の重要性・有用性を十分に認識し、監査役監査の環境整備に努めております。

② 関係各部署の協力

監査役・監査役会が必要と認めたときは、当社社長と協議のうえ、特定事項について当社審査法務部あるいは同グループ戦略室に調査を求めることができ、その他同財務部等の関係各部署に対しても監査への協力を求めることができる体制としております。

③ 会計監査人との連携

株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案内容は監査役会が決定することとしております。また、会計監査人の再任については監査役会にて決議することとしております。

監査役・監査役会は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスク評価及び監査重点項目等について、情報や意見を交換するなどして緊密な連携を図っており、効率的な監査を実施することとしております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者（会社法施行規則第118条第3号）とは、当社グループの経営の基本理念及び企業価値とその源泉、ならびに当社グループを支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

もとより当社は、株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等が当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、当社取締役会や株主の皆様に対して当該大規模買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるものなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に適わないものも想定されます。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えてます。

そのため、当社取締役会は、大規模買付行為が行われる場合には、

- ① 株主の皆様から適切なご判断をいただくために、適時、適切に適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、大規模買付者から提供された大規模買付に関する情報、当社取締役会の大規模買付情報に対する評価、検討結果、意見、代替案及び大規模買付者との交渉内容、その他、株主及び投資家の皆様の判断に有益な情報等を開示すること、
 - ② 株主の皆様が当該大規模買付行為に賛同されるか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、
- が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であり、株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値の源泉について

① プロ野球の発展とともに

当社は、1936年12月25日に設立され、翌37年9月にはプロ野球専用球場として「後樂園スタジアム」が東京・水道橋に完成し、事業の第一歩を記しました。その後、野球が国民的スポーツとして隆盛を誇る中、読売巨人軍と日本ハムファイターズの本拠地として設備を充実させ、野球観戦のお客様へのサービス向上に心がけて参りました。そして、1988年には我が国初の全天候型多目的スタジアムである「東京ドーム」が完成し、野球観戦を一層快適な娯楽にするなど、野球のさらなる発展に貢献し続けております。

② 東京ドームシティの開発

当社は1955年に東京・水道橋に「後樂園ゆうえんち」を開業いたしました。ジェットコースターなど当時最新の遊戯機器を導入した「後樂園ゆうえんち」は以後、「東京ドームシティ アトラクションズ」と名称を変え、現在まで常に人気のアトラクションを導入し、大勢のお客様にご利用いただいております。さらに、40年以上に及ぶ「ヒーローショー」や、夜の遊園地営業の先駆けとなった「ルナパーク」をはじめミュージシャン、タレント、アニメ、ゲームなど様々なジャンルとのコラボレーションイベントのように多彩な催事を開催し、我が国随一の都市型遊園地として、お客様へ夢と感動を提供しております。

2000年には都内屈指の客室数を誇る「東京ドームホテル」を開業し、さらに、2003年に開業した「ラクーア」は、ショップ&レストラン、スパ、アトラクションの融合商業施設として都心の温泉ブームの火付け役となりました。また、2008年には、ダイニング・ホール・ガーデンを融合した施設「ミーツポート」を開業いたしました。

当社グループは、本社地区（東京・水道橋）一帯を「東京ドームシティ」と名付け、上記のように、限られた経営資源を集中的に投入して一層有効に活用し、各種のレジャーを集約して相乗効果を発揮させることを目指して参りました。おかげをもちまして「東京ドームシティ」は今や日本のランドマークの一つに発展いたしました。当社は今後も「東京ドームシティ」の開発に尽力し、多彩な経営施策の展開により、レジャー産業のリーディング・カンパニーとして、「豊かな社会」の実現に貢献することを目指して参ります。

③ 憩いの空間

当社グループは、ホテル事業を通じてお客様に「憩い」をコンセプトとするサービスを提供しております。

前述の「東京ドームホテル」に加え、2015年に開業50周年を迎えた「熱海後樂園ホテル」は、その立地と伝統に支えられるとともに、絶え間なく設備の更新を行うことにより、お客様にご好評をいただいております。2019年3月には新たな客室とスパ・フードマーケットを備えた施設を開業し、上質なくつろぎを提供する「エクセレンシフロア」を備えたタワー館とともに、旅行者の様々なニーズと期待にお応えする複合型リゾート施設「ATAMI BAY RESORT KORAKUEN」として新たなスタートを切りました。

④ エキサイティング空間の創造

当社グループは「エキサイティング」な空間のプロデュースを行っております。

ボクシングやプロレスリングなどの格闘技イベントが多数開催される「後樂園ホール」では、これまでに幾つもの伝説的な名勝負が行われ、今や「格闘技の聖地」として広く認知されております。また、日本中央競馬会の場外発売所として日本最大の「ウインズ後樂園」、及び南関東公営4競馬の場外発売所である「オフト後樂園」、また、2004年に完全子会社となった松戸公産株式会社所有の「松戸競輪場」には、多くのお客様にご来場いただいております。

⑤ 文化の創造・発展への寄与

「東京ドーム」では、国内外の有名アーティストによるコンサートが多数開催されております。また、「テーブルウェア・フェスティバル」、「東京国際キルトフェスティバル」、「ふるさと祭り東京」などの自主イベントを企画・開催し、ご好評をいただいております。また近年では、「Gallery AaMo」や宇宙ミュージアム「TeNQ」といったエンタテインメントの要素を取り入れたミュージアム事業も展開しており、当社グループは、これら数々の催事・事業を通じて、多くのお客様に洗練されたエンタテインメントを提供し、文化の創造、発展に寄与してきたものと自負しております。

⑥ 安全対策と公共的使命

「東京ドームシティ」を訪れるお客様は現在、年間延べ4,000万人を超えております。ご来場されたお客様の安全の維持は、企業価値の維持、向上のために不可欠であります。当社は、長年培ったノウハウの活用ならびに細心の注意を払うことにより、安全の維持に努めております。

また、「東京ドームシティ」は、「東京都震災対策条例」に基づき、東京都から、大地震に伴う大規模な市街地火災等に際し、住民が避難するための「広域避難場所」に指定されております。当社はこうした公共的な役割を担っていることを認識し、平時の安全維持のノウハウを、災害等の非常時に活かし、市民の安全確保に寄与する所存であります。

⑦ 開発に対する規制と長期計画の必要性

「東京ドームシティ」はそのほぼ全域が、都市計画法に基づき東京都より都市計画公園区域に指定されております。

そのため、指定区域内の建造物、施設及び事業内容は東京都の許認可事項とされております。建造物等の建築にあたりましては、施設の種類、施設の建築面積（建蔽率）、緑化面積の確保などの規制（制限）を受けております。

この様な法令等の制限のもとで、当社グループの中心である「東京ドームシティ」がさらに発展していくためには、長年にわたり築いて参りました行政との信頼関係のもとに、常に適切な先行投資が必要であります。

加えて、この投資が一定の時間差をおいて収益化され、企業価値の増大に結びつくという性格を内在していることから、当社の経営にとっては継続性を重視した長期の投資計画や開発計画が不可欠であり、企画・開発体制の充実化を図っております。

⑧ まとめ…レジャー産業のリーディング・カンパニー

当社グループは、「人とひととのふれあいを通してお客様と『感動』を共有し、豊かな社会の実現に貢献する」ことを企業目的としております。当社グループの企業価値はいずれも、長年にわたり築き上げてきたノウハウと信頼、それに基づく様々なステークホルダーとの良好かつ密接な関係がその源泉となって形成されております。

加えて当社の企業価値を維持・向上させるためには、当社がレジャー産業のリーディング・カンパニーであり続けるとともに、「東京ドームシティ」が、文化の創造、発信基地であり続ける必要があります。

そこで、当社グループの企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益を守るためには、経営の継続性が求められ、長期的な展望に立ち、行政と協議しつつ、安全や防災の観点から継続性のある施策を講ずることが不可欠であります。

(3) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① 中期経営計画

当社グループは、2016年2月から2021年1月までの5ヶ年を対象期間とする中期経営計画を策定いたしました。中心となる軸をしっかりと保ちながら、従来のものとは異なるやり方や工夫に取り組み、次世代に向けたグループの新たな価値創造を目指すこととし、新計画は「新機軸」～次世代の価値創造に向けて～と名付けました。「新機軸」においては、次の4つの経営目標の達成を目指します。

ア. 「2021年1月期の連結営業利益130億円」

イ. 「2021年1月期の連結有利子負債残高1,390億円」

ウ. 「2021年1月期の連結ROA（総資産経常利益率）4%、
連結ROE（自己資本利益率）6%」

エ. 「一株当たり12円の配当に加え、連結当期純利益60億円を超える部分の
EPS（一株当たり利益）×30%分の配当を業績に応じて実施」

当社は、この計画を着実に達成することが、当社の企業価値の源泉を守り、ひいては株主共同の利益の安定的かつ継続的な維持・向上につながるものと考えております。

② コーポレート・ガバナンス（企業統治）の整備

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実により、企業グループ全体の経営の透明性、健全性、効率性を高めていくことが、持続的な企業価値向上のために不可欠であり、重要な経営課題ととらえております。特に、株主をはじめ、顧客、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築していくために適時適切に情報を開示し、企業活動の透明性を高めていくことは重要であると考えております。

当社は基本的な仕組みとして監査役制度を採用することにより、取締役会による業務執行の監督と監査役会による監査を中心とした経営監視の体制を構築しております。

なお、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に対応できる経営体制を機動的に構築するために、取締役の任期を1年にしております。

2002年4月からは取締役数の削減と執行役員制度の導入により、戦略的・機動的な意思決定と業務執行を図って参りました。また、経営の透明性、健全性を確保するため、社外取締役を選任しており、本総会第2号議案「取締役10名選任の件」が原案通り可決されますと、取締役会を構成する10名の取締役のうち、4名（男性3名・女性1名）が社外取締役となります。監査役についても社外監査役を2名選任しております。

さらに、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を多数構成とする「ガバナンス委員会」を設置し、取締役等の人事及び報酬等についての審議ならびに取締役会への答申を行うことで、経営の透明性・客観性の高い適切な監督を図っております。

報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定し、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることを旨とした株式報酬を導入いたしました。

当社は、2006年7月開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議、その後適宜改定のうえ、これに基づき「取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合すること」「会社の業務の適正性を確保すること」等の内部統制システムを整備し、運用しております。また、「損失の危険の管理に関する体制」として「リスク管理委員会」を中心とする各種委員会を設置してリスクマネジメントに取り組んでおります。

当社は、上記の基本方針の趣旨に則り、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して適切な情報の開示を求め、当社の判断・意見とともに公表する等、株主及び投資家の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて会社法その他関係法令の定めに従い適切な対応をして参ります。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	(株)東京ドームホテル、(株)東京ドームスポーツ (株)東京ドーム・リゾートオペレーションズ、松戸公産(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	(株)アタミ・ロープウェイ
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、これらの総資産額、売上高総額、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額は、連結対象から除外しても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法を適用した非連結子会社数	該当会社はありません。
持分法を適用した関連会社の数	1社
主要な持分法適用会社の名称	東京ケーブルネットワーク(株) 花月園観光(株)は、2020年1月21日付で全保有株式を売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社の名称	(株)アタミ・ロープウェイ
持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① た な 卸 資 産 … 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- ② 有 価 証 券
そ の 他 有 価 証 券
時価のあるもの … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産 … 主として定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ショッピング及びクレームエージェンシー店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。
- ② 無形固定資産 … 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 … 従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 … 役員及び執行役員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ ポイント引当金 … 顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 … 株式交付信託に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費 … 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法 … 特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘ ッ ジ 手 段 と ヘ ッ ジ 対 象

ヘッジ手段 … 金利リスクを回避するためのスワップ取引

ヘッジ対象 … 相場変動等による損失の可能性があり、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの

ヘ ッ ジ 方 針 … 財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘ ッ ジ の 有 効 性 … 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、連結会計年度
評 価 の 方 法 … 末日における有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退 職 給 付 見 込 額 の … 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末
期 間 帰 属 方 法 … までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によって
おります。

数 理 計 算 上 の 差 異 及 び … 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一
過 去 勤 務 費 用 の 費 用 処 理 方 法 … 定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理すること
としており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残
存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結
会計年度から費用処理することとしております。

④ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に關する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

追加情報

（取締役等に対する株式報酬制度）

当社は、2019年4月25日開催の第109回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しました。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。また、本制度においては、本株主総会終結日の翌日から2024年4月の定時株主総会終結の日までの5年間の間に在任する取締役等に対して当社株式が交付されます。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、408百万円、380千株であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

- (1) 建物及び構築物56,795百万円、土地113,843百万円及び投資有価証券20,754百万円（うち土地19,303百万円については観光施設財団を設定）は金融機関等よりの長期借入金40,172百万円（短期借入金7,404百万円、長期借入金32,767百万円）及び受入保証金40百万円の担保に供しております。
- (2) その他（投資その他の資産）300百万円は資金決済に関する法律に基づき、商品券（その他（流動負債）273百万円）の発行保証金として供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 161,904百万円

3. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2000年1月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

4. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行と当座貸越契約を、取引金融機関7行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当 座 貸 越 極 度 額	4,000百万円
借 入 実 行 残 高	－百万円
借 入 未 実 行 残 高	4,000百万円

コミットメントライン設定金額	15,000百万円
借 入 実 行 残 高	－百万円
借 入 未 実 行 残 高	15,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	発行済株式の種類	自己株式の種類
	普通株式	普通株式
当連結会計年度期首株式数	95,857,420	3,559,891
当連結会計年度増加株式数	—	381,142
当連結会計年度減少株式数	—	380,556
当連結会計年度末株式数	95,857,420	3,560,477

- (注)1. 普通株式の自己株式数の増加381,142株は、役員株式交付信託が取得した380,000株及び自己株式の単元未満株式の買取請求による増加1,142株であります。
- (注)2. 普通株式の自己株式数の減少380,556株は、役員株式交付信託に処分した380,000株、自己株式の単元未満株式の売渡請求による減少79株及び持分法の適用範囲から除外した関連会社の保有する当社株式の当社帰属分477株であります。
- (注)3. 当連結会計年度末の自己株式には、役員株式交付信託が保有する当社株式380,000株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年4月25日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,477百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 16円00銭 |
| ③ 基準日 | 2019年1月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2019年4月26日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

・普通株式の配当に関する事項

- | | | |
|------------|------------|--------|
| ① 決議 | 2020年4月28日 | 定時株主総会 |
| ② 配当金の総額 | 1,761百万円 | |
| ③ 配当の原資 | 利益剰余金 | |
| ④ 1株当たり配当額 | 19円00銭 | |
| ⑤ 基準日 | 2020年1月31日 | |
| ⑥ 効力発生日 | 2020年4月30日 | |

- (注) 配当金の総額には、役員株式交付信託が保有する当社株式380,000株に対する配当金7百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

受入保証金は、商業施設等の賃貸借契約に基づく受入敷金・保証金であり、建設協力金の性格を有するものも含まれております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、各部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しており、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金のうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、そのうち一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。また、当社においては主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクをさらに低減しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	18,291	18,291	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,909	2,909	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	27,048	27,048	—
(4) 長期貸付金	52	52	—
資産計	48,301	48,301	—
(1) 支払手形及び買掛金	764	764	—
(2) コマーシャル・ペーパー	4,000	4,000	—
(3) 未払法人税等	2,510	2,510	—
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	66,819	66,532	△287
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	62,299	62,259	△39
(6) 受入保証金	7	6	△0
負債計	136,402	136,074	△327
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) コマーシャル・ペーパー、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入または社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 受入保証金

受入保証金のうち建設協力金の性格を有するものの時価は、新規に同様の保証金を受け入れた場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(※1)	2,487
② 受入保証金(※2)	2,675

(※1) 非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(※2) 受入保証金のうち敷金の性格を有するものは、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、「負債(6) 受入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	18,291	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,909	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	—	—	400	—
長期貸付金	6	15	14	15
合計	21,206	15	414	15

(注4) コマーシャル・ペーパー、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
コマーシャル・ペーパー	4,000	—	—	—	—	—
社債	14,469	14,012	11,474	9,369	7,998	9,495
長期借入金	15,474	14,175	13,030	10,023	4,911	4,683
合計	33,944	28,188	24,505	19,393	12,909	14,178

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設や賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,731百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
48,498	△102	48,396	68,412

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 主な増加は、改修などの投資（826百万円）による増加であり、減少は、減価償却（934百万円）による減少であります。

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、路線価や固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。

ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、その変動が軽微である時には、取得時の価額または直近の原則的な時価算定による価額をもって当期末の時価としております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,176.13円

1株当たり当期純利益金額 86.70円

（注） 当社は当連結会計年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

「1株当たり純資産額」の算定上の基礎となる期末株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めており、また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

「1株当たり純資産額」の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度380,000株であり、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当連結会計年度223,836株であります。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) た な 卸 資 産… 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）及び月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 有 価 証 券
子 会 社 株 式 及 び… 移動平均法による原価法を採用しております。
関 連 会 社 株 式
そ の 他 有 価 証 券
時 価 の あ る も の… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
時 価 の な い も の… 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有 形 固 定 資 産… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ショッピング及びクレームエージェンシー店舗の固定資産の耐用年数は、経済的使用可能期間に基づいて算定しております。
- (2) 無 形 固 定 資 産… 定額法を採用しております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リ ー ス 資 産… 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- (4) 長 期 前 払 費 用… 定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金…

従業員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金…

役員及び執行役員に対する賞与支給にあてるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) ポイント引当金…

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額のうち、費用負担額を計上しております。

(5) 退職給付引当金…

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員株式給付引当金…

株式交付信託に基づく役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費…

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法…

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…

金利リスクを回避するためのスワップ取引

ヘッジ対象…

相場変動等による損失の可能性があり、キャッシュ・フローが固定され変動が回避されるもの

ヘ ッ ジ 方 針…

財務上発生している金利リスク回避を目的としてデリバティブ取引を導入しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法…

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため事業年度末日における有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

追加情報

（取締役等に対する株式報酬制度）

当社は、2019年4月25日開催の第109回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しました。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。また、本制度においては、本株主総会終結日の翌日から2024年4月の定時株主総会終結の日までの5年間の間に在任する取締役等に対して当社株式が交付されます。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、408百万円、380千株であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

- (1) 建物56,133百万円、土地115,318百万円及び投資有価証券20,240百万円（うち土地19,303百万円については観光施設財団を設定）は金融機関よりの1年内返済予定の長期借入金7,404百万円及び長期借入金32,767百万円の担保に供しております。
- (2) その他（投資その他の資産）300百万円は資金決済に関する法律に基づき、商品券（その他（流動負債）273百万円）の発行保証金として供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 142,847百万円

3. 偶発債務

金融機関等よりの借入金等に対し、下記のとおり債務保証をしております。

㈱ 東 京 ド ー ム ホ テ ル	191百万円
そ の 他	2百万円
合 計	194百万円

4. 区分掲記している以外の関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,062百万円
関係会社に対する短期金銭債務	673百万円
関係会社に対する長期金銭債務	32百万円

5. 土地再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部、土地再評価差額金を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2000年1月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

6. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関4行と当座貸越契約を、取引金融機関7行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

当 座 貸 越 極 度 額	4,000百万円
借 入 実 行 残 高	－百万円
借 入 未 実 行 残 高	4,000百万円

コミットメントライン設定金額	15,000百万円
借 入 実 行 残 高	－百万円
借 入 未 実 行 残 高	15,000百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	4,978百万円
関係会社からの仕入高	8,192百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	494百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 3,529,469株

(注) 当事業年度末の自己株式には、役員株式交付信託が保有する当社株式380,000株が含まれております。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社貸倒引当金	10,272百万円
関係会社株式評価損	3,174百万円
投資有価証券評価損	1,692百万円
退職給付引当金	991百万円
減価償却超過額	151百万円
未払事業税	118百万円
その他	532百万円
繰延税金資産小計	16,933百万円
評価性引当額	△15,272百万円
繰延税金資産合計	1,661百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,991百万円
前払年金費用	△201百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債合計	△4,208百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△2,547百万円

上記以外に再評価に係る繰延税金資産及び負債があり、その内訳は以下のとおりであります。

再評価に係る繰延税金資産	
再評価に係る繰延税金資産	37百万円
評価性引当額	△37百万円
再評価に係る繰延税金資産合計	－百万円
再評価に係る繰延税金負債	
再評価に係る繰延税金負債	△25,054百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△25,054百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	オリンピア興業(株)	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収	30	関係会社長期貸付金	7,970
				貸倒引当金の 戻入	△3	貸倒引当金	△7,498
				利息の受取 (注1)	12	その他(流動資産)	1
子会社	後楽園事業(株)	所有 直接 100.0%	商品の仕入 資金の援助 役員の兼任	貸倒引当金の 戻入	△11	関係会社長期貸付金 貸倒引当金	3,300 △3,074
子会社	(株)札幌後楽園ホテル	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	貸倒引当金の 繰入	2	関係会社長期貸付金 貸倒引当金	8,632 △8,606
子会社	(株)後楽園フードサービス	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	貸倒引当金の 戻入	△1	関係会社長期貸付金 貸倒引当金	9,370 △9,267
子会社	松戸公産(株)	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の支払 (注2)	2,000 146	関係会社長期借入金 その他(流動負債)	16,000 13

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 貸付金利息は市場金利及び子会社の経営状況を勘案し、合理的に決定しております。

(注2) 借入金利息は市場金利を勘案し、1.0%に決定しております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,122.42円

(2) 1株当たり当期純利益金額 75.86円

(注) 当社は当事業年度より、取締役等に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。

「1株当たり純資産額」の算定上の基礎となる期末株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めており、また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上の基礎となる期中平均株式数には、その計算において控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

「1株当たり純資産額」の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度380,000株であり、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度223,836株であります。